資料３　　施設等の維持管理に関する業務基準表

今治育成園

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容等	
保安警備業務	警備業務	巡回警備	巡回による点検 ・火災、盗難、及び損壊行為の警備等	毎日１回以上
保守点検業務	浄化槽維持管理業務	浄化槽点検 ・分離接触ばっ気方式（合併処理槽）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに関係法令に定める処理施設の維持管理 ・清掃、水質検査等	点検：毎月１回以上 水質検査：毎月１回以上 清掃：随時
	消防設備点検業務	消防設備 （消火器具、スプリンクラー設備、自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、自家発電設備、蓄電池設備、防火設備）	消防法第17条の３の３の規定に基づく消防設備点検 機器点検 総合点検	 年２回 年１回
	空調設備保守点検業務	空調設備等 本館・新館 （空冷式ヒートポンプ、冷凍機、ファンコイルユニット、ポンプ、自動制御装置、蓄熱槽、ビル用マルチエアコン室外機、氷蓄熱ビル用マルチ室外機、氷蓄熱ユニット、ビル用マルチエアコン室内機）	通常点検（各設備の数値の測定、点検） 定期点検（保安装置の点検、機器本体の清掃等）	 通常点検：夏期・冬期１回 定期点検：年１回
	一般用電気工作物点検業務	受配電設備等 （１８０KVA，６．６KVA）	電気事業法第38条に基づく点検 外観・観察点検、器具による測定点検	月次点検は毎月１回 年次点検は毎年１回

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容等	
保守点検業務	業務用エアコン・冷凍冷蔵機器点検業務	フロン使用大型エアコン ･7.5KW 以上 50KW 未満　２台 ･7.5KW 未満　２台	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による機器点検 定期点検（7.5KW 以上 50KW 未満のみ） 簡易点検（製品外観の目視点検）	 ３年に１回以上 １年に１回以上
		冷凍冷蔵庫（7.5KW 未満） 10 台	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律による機器点検 簡易点検（製品外観の目視点検）	 １年に１回以上
	受（高架）水槽設備点検	受水槽１基（8㎥） １槽式・高架水槽 ２基（3㎥･1㎥） 各１槽式	水道法第34条の２各号に係る清掃、施設点検	清掃・点検 毎年１回
清掃業務	清掃	施設清掃	施設内全て(一般清掃) ・玄関、トイレ、ロビー ・各部屋モップ掛け、掃除機掛け等 ・駐車場等屋外清掃 ・窓ガラス清掃	 １人体制毎日 １人体制週１回程度 １人体制週１回程度 １人体制随時
植栽管理業務	植栽管理業務	植栽地管理	除草(人力)	年１回
		樹木管理	消毒(高木)　33本 消毒(低木)　72本 消毒(低木)451.44㎡ 剪定(低木)　72本 刈込(低木)451.44㎡ 潅水(高木)　33本 潅水(低木)　72本 潅水(低木)451.44㎡	年１回 年１回 年１回 年１回 年１回 夏季随時 夏季随時 夏季随時

業務名	対象業務	対象設備等	管理の内容等	
廃棄物処理業務	廃棄物（ごみ）処理業務	施設の廃棄物	廃棄物処理 （廃棄物の処理及び清掃に関する法律、今治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例、同施行規則等を遵守）	週3回程度